寒狭川中部漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称:寒狭川中部漁業協同組合

漁業権者の住所:愛知県新城市只持字中貝津10番地1、10番地3

漁業権の免許番号:内共第9号

対象となる漁場:内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁について制限の範囲

(1) キャッチアンドリリース区間の設置

①次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。ただし、2 - (4)に規定する区域であって特定釣り漁場が開設される期間においては、この限りでない。

のとうでは、このででは、一般には、一般には、このでは、このできている。					
ア魚種	イ区 域	ウ 期 間			
	丸瀬堰堤から上流の巴川、島田川及び岩波川 の区域	2月1日以降組合が定めた解禁日から9月30日ま			
あまご	田代川(巴川合流点の上流500メートルより下流部)及び木和田川(新城市作手木和田字シャクジ1の2砂防ダムより下流部)においてこの組合が定めて公表する区域	で			

②①の公表は、組合事務所および組合が委託する遊漁券販売所等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(2) 漁具漁法の制限

①次の表のア欄に掲げる魚種のイ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる規模の範囲内で なければならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ規 模		
	竿釣(友釣、ルアー釣)	掛け針 4本以内		
		竿の長さ(ルアー釣に限る。) 3m未満		
あゆ	竿釣(ガリ釣、ピンコ釣)	仕掛けの全長 100センチメートル以内		
لوا رل		ピンコ釣の針 5段以内		
	刺網	網の全長 100メートル以内		
		網目の大きさ 2.0センチメートル以上		
あまご	竿釣(ルアー釣、フライ釣及びリ	 針はシングルフックでバーブレス		
0)&C	ールを使用する釣に限る。)	単口のフラブルフラブ (パープレス		
おいかわ、	 うげ	 うげの目合 1 センチメートル以上		
うなぎ))V)	7000日日		

②次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる漁具・漁法を除き遊漁をしてはならない。

$\overline{}$	SOURCE THREE STORY OF THE PROPERTY OF STORY CONTROL OF STORY OF ST				
	魚 種	漁具·漁法			
	あゆ	竿釣(友釣、ルアー釣、ガリ釣、ピンコ釣)、刺網及び引かけ			
	あまご	竿釣			
	いい	竿釣			
	おいかわ	竿釣及びうげ			
	うなぎ	竿釣、うげ及びなげぶて			

- ③次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。
 - 一 水中に電流を通じてする漁法
 - 二 びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
 - 三 動力を利用する瀬干漁法
 - 四 火光を利用して行う漁法
 - 五 水中銃 (発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの)
- (3) 遊漁期間及び区域
- ①次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄に掲げる区域内において工欄に掲げる期間でなければならない。

ア魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	工 期間		
あゆ	学釣(友釣)	禁止区域以外 の区域	5月11日から12月31日までの間 で組合が定めて公表する期間		
	竿釣(リールを使用した ルアー釣)	・豊川(全域) ・巴川、島田川 及び岩波川で 組合が定めて 公表する区域	5月11日から12月31日までの間 で組合が定めて公表する期間		
	竿釣(ガリ釣及びピンコ 釣)	禁止区域以外 の区域	9月10日から12月31日までの間 で組合が定めて公表する期間		
	刺網引かけ	組合が定めて 公表する区域	9月15日から12月31日までの間 で組合が定めて公表する期間		
	竿釣(ルアー釣、フライ 釣及びリールを使用する 釣を除く。)	豊川(全域) 及び巴川(丸 瀬堰堤から下 流)	2月1日以降組合が定めて公表する 解禁の日から9月30日までの期間		
あまご	竿釣(ルアー釣、フライ 釣及びリールを使用する 釣に限る。)	禁止区域及び 巴川(丸瀬堰 堤から下流豊 川合流点ま で)以外の区 域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁の日から9月30日までの期間		
こい	竿釣	禁止区域以外 の区域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁日から12月31日までの期間		
おいかわ	竿釣、うげ	禁止区域以外 の区域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁日から9月30日(ただし、うげは3月1日から9月30日)までの期間		
うなぎ	竿釣、うげ、なげぶて	禁止区域以外 の区域	2月1日以降組合が定めて公表する解禁日から12月31日までの期間		

②①の公表は、組合事務所および組合が委託する遊漁券販売所等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(4)禁止区域

(1)次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期間
峯川(全域)、大血沢川(全域)、西栃沢川(全域)、東栃沢川	
(第1堰堤より上流部)、白石川(全域)、田代川(巴川合流点の	
上流500メートルより上流部)、巴川(旭橋より上流部)、上島田川	
(全域)、木和田川(新城市作手木和田字シャクジ1の2砂防ダムより	
上流部)、岩波川(岩波橋より上流部)、中須曽川(全域)、宮川	1月1日から12
(全域)、和田川(全域)、野登木川(全域)、赤羽根川(全	月31日まで
域)、小林川(全域)及び弓木沢川(全域)	
東栃沢川(第1堰堤より下流部)、田代川(巴川合流点の上流50	
0メートルより下流部)及び木和田川(新城市作手木和田字シャクジ1	
の2砂防ダムより下流部) においてこの組合が定めて公表する区域	

②①の公表は、組合事務所および組合が委託する販売店等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて 公表するものとする。

(5)全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれに右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	3 0 センチメートル
あまご	15センチメートル
うなぎ	3 0 センチメートル
おいかわ	5 センチメートル
あゆ	10センチメートル

(6) 尾数の制限

①次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を保持してはならない。 ただし、組合が別に定める場合は、尾数制限を解除することができる。

魚 種	尾 数
あまご	10尾
あゆ	30尾(竿釣に限る。)

②①ただし書の解除をする場合は、解除する期間及び区域を組合事務所および組合が委託する販売店等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において遊漁者が高校生以下のときは無料、 肢体不自由者の時は①に掲げる額の二分の一に相当する額とし、(2)のただし書に規定する方法 により納付するときは、あゆについては1,500円、雑魚については1,200円加算した額とす る。

① 竿釣によるの場合

魚 種	漁具·漁法	遊漁料(税込み)	
あゆ	竿釣	1日	2,500円
من به		1年	15,000円
あまご、こい、おいかわ及びうなぎ	<u></u> 学釣	1日	1,800円
(以下「雑魚」という。)	一 並ソ	1年	8,700円

②その他の場合

魚 種	漁具·漁法	遊漁料(税込み)		
あゆ	刺網 引かけ	1日	7,500 円	
雑 魚	うげ なげぶて	1日	1,800円	

- (2) 遊漁料は、組合事務所、組合が委託する遊漁券販売所等又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- (3) (2) に規定する遊漁券販売所等は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所等に掲示する ほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- (4)特定釣り漁場の設定
- (1)の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる期間にウ欄に掲げる魚種を対象に組合が開設する特定釣り漁場において遊漁しようとする場合は、工欄に掲げる遊漁料を納付しなければならない。ただし、遊漁者が中学生以下又は肢体不自由者のときは、工欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア区域	イ 期間	ウ 魚種	工 遊	漁料(税込み)
島田川	毎年2月1日から9月	+ + - "	, [о осо П
中島堰堤から、上流 赤松堰堤までの区間	30日までの期間内で組合が定めて公表する日	あまご	1日	3,000円

3 遊漁承認証に関する事項

(1)組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。

①承認を受けたものの氏名、住所

②承認期間

③魚種

④漁具、漁法

⑤遊漁区域

⑥遊漁料の額

⑦注意事項

⑧その他参考となるべき事項

⑨発行者名

(2) 遊漁承認証の交付は、2-(2) に規定する場所、又は組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを 提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2)漁場監視員は、次に掲げる次項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。
 - ①氏名
 - ②有効期間
 - ③注意事項
 - ④その他必要な事項
 - ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日